

大阪地方最低賃金審議会総会

第356回本審議会議事録

1 日 時

令和5年8月23日（水）10時00分～10時30分

2 場 所

大阪合同庁舎第4号館 2階 第2共用会議室

3 出席者

（公益代表委員）

表田委員、北川委員、衣笠委員、村上委員

（労働者代表委員）

狼谷委員、上山委員、清水委員、鈴木委員、土井（沙）委員、松井委員

（使用者代表委員）

北畠委員、土井（玲）委員、平岡委員、丸山委員

（事務局）

木原労働局長、樋口労働基準部長、井手賃金課長、稲田主任賃金指導官、林賃金指導官、中島賃金指導官、上地最低賃金係長、福井専門監督官

4 審議事項

（1）大阪府最低賃金の改正決定に係る異議申出について

（2）その他

(開会 10時00分)

稲田主任

ただいまから大阪地方最低賃金審議会第356回総会を開催いたします。

初めに、傍聴人の方に申し上げます。傍聴の方の皆様には、御配りしております遵守事項に従っていただきますようによりしくお願いいたします。

本日は、公益を代表する委員4名、労働者を代表する委員6名、使用者を代表する委員3名、計13名の委員の御出席により、最低賃金審議会令第5条第2項の規定に基づく定足数を満たしており、審議会が有効に成立していることについて御報告申し上げます。

それでは、会長、議事の進行をよろしくお願いいたします。

衣笠会長

皆様、おはようございます。

朝から暑い中、お集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

それでは、議事(1)の大阪府最低賃金の改正決定に係る異議申出についてに入ります。

事務局から説明をお願いします。

井手課長

賃金課長の井手でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

私のほうからは、異議の申立ての内容について御説明をさせていただきます。

本年8月7日付けで令和5年度大阪府最低賃金についての答申に対する意見提出の公示を行ったところ、関係労働者から328件、関係使用者から1件の異議申出書が大阪地方最低賃金審議会会長と大阪労働局長宛てに提出されてございます。

また、第354回総会におきまして、「大阪府の最低賃金大幅引上げ、時間額1,500円の早期実現と全国一律最低賃金制度の創設を求める意見書」といたしまして、全大阪労働組合総連合取扱いの団体及び個人署名の提出がございましたことを御紹介しておりますけれども、同じ内容の要請書がこの8月21日付けで新たに提出されてございます。

異議申出書の原本につきましては、全て公益委員の後ろのテーブルに置いてございます。

それでは、提出された異議申出につきまして御紹介させていただきます。

時間の関係上、全てを御紹介できませんので、主要な事項につきまして御説明させていただきます。

まず、本日、資料1を御覧ください。

全大阪労働組合総連合からの異議申立書を御覧ください。主要事項といたしまして3点ございます。

1点目は、大阪府最低賃金の引上げ額41円、時間額1,064円とする答申については不服であり、再審議を求めるとともに、最低賃金額は月額・日額表示も行うこととし、大阪府最低賃金を時間額1,500円、日額1万2,000円、月額24万円に引き上げること、また、全国一律最低賃金制度を確立すること。

2点目でございますけれども、最低賃金の引上げに当たって、中小零細企業に対する支援策の具体化は急務の課題であり、政府・厚生労働省・関係各機関に対して有効な中小企業・小規模事業者への支援策をさらに強化・充実させるよう意見すること。

3点目でございますが、再調査と異議に関する審議会、専門部会を公開で開催し、意見陳述の機会を確保することという内容でございます。

異議申立てに至った主な理由といたしましては、8月7日、今年度の大阪地方最低賃金の改定についての答申は、物価高騰を後追いするだけで、最低賃金近くで働く労働者の生活改善にも、経済の活性化にもつながらないものと言わざるを得ず、憲法で保障されている健康で文化的な最低限の暮らしができる水準には至っていない。

答申どおりとすれば、加重平均の1,002円を下回るのは40道県に及び、地域間格差が広がっている地方の実態は深刻であり、改善要望が切実である。

ドイツ、フランスでは、物価高騰にも対応し、1年で3回も改定するなど、最低賃金の大幅な上げが行われている一方、日本の最低賃金（平均）は、世界の水準に届いていない。

よって、さらなる再調査・審議を求めると述べられてございます。

続きまして、資料2のほうを御覧ください。

8月18日に一般社団法人大阪タクシー協会から異議申出書が提出されてございます。異議申出の内容は、今回の地域別最低賃金の改定は、最低賃金法第9条（地域別最低賃金の原則）で規定している事業の賃金の支払い能力を全く無視したもので誠に遺憾と言わざるを得ない。

令和2年から本格化した新型コロナウイルス感染症の拡大による影響は、タクシー事業におきましても極めて深刻な状況であるとともに、あわせて、昨年来より燃料価格の高騰に伴い、タクシー事業の経営基盤を揺るがしかねない惨たんたる結果を招いており、一部事業者ではこの間でタクシー事業を廃業したところもある。最低賃金が大幅に引き上げられることになると、多くの事業者で事業継続が困難になり、ますます廃業を余儀なくされることが想定される。

このような大阪のタクシー業界の現状を御理解いただき、このたびの最低賃金の改定について再考をお願いするという内容でございます。

したがいまして、ただいまからこれらの異議申出の取扱いについて諮問を行います。

申し訳ございません、会長、局長、中央へお願いいたします。

（局長から諮問文を会長に手交する。）

（事務局は、諮問文（写）を各委員に配付する。）

林指導官

では、諮問文のほうは行き渡りましたでしょうか。

ただいまから諮問文のほうを読み上げさせていただきます。

大労発基0823第1号

令和5年8月23日

大阪地方最低賃金審議会 会長 衣笠葉子 殿

大阪労働局長 木原亜紀生

大阪府最低賃金審議会の意見に関する異議の申出について（諮問）

本年8月7日付けで答申のあった大阪府最低賃金の改正決定に関する意見について、最低賃金法第11条第2項に基づく異議の申出があったので、貴会の意見を求める。

以上でございます。

衣笠会長

ただいま異議申出についての取扱いについての諮問を受けましたので、審議に入ります。
本件をどのように取り扱うべきかの御意見を御伺いしたいと存じます。
まず、労働者を代表する委員、いかがでしょうか。

松井委員

労働者側として意見を申し上げます。

先ほど御紹介をいただきました各労働組合、労働団体、そして個人の方の異議申出の内容、そして事業者団体からの異議申出の内容については、それぞれの現場からの声であるということで、受け止めたいと思います。

内容についても理解はできていると思っておりますが、今年度の専門部会の審議につきましては、昨年以上に考慮すべき経済指標や、関連資料を増やした上で回数を重ねて公・労・使で真摯に審議を行ってきたと思っておりますので、その専門部会の中での審議、議論、そして最低賃金審議会での答申の内容を尊重すべきであると考えております。

ただこの1,064円の41円引上げというのは、過去最大ということの評価は一定できるとは思いますが、私が所属する労働団体でも1,064円という数字がいわゆる健康で文化的な生活を営むに十分な水準かどうかということと言うと十分でないという認識がございますので、次年度以降、その水準をしっかり達成していくための審議を実施していく必要があると思っております。

以上です。

衣笠会長

ありがとうございました。

では、次に、使用者を代表する委員、いかがでしょうか。

平岡委員

今、御紹介いただきました異議申立ての内容につきましては、いずれも審議会の部会において可能な限り時間をかけまして労使で真摯に協議してきた内容だと考えております。

したがって、使用者側としましても、本答申のとおりすることが妥当であると考えております。

しかし、資源高などの影響あるいは価格転嫁が進まないといったことで賃上げの原資の確保に苦しんでいる中小企業や小規模事業者の方々も多くおられます。ですので、こうした事業者への経営支援策の強化をはじめ、答申文に記載された附帯事項につきまして関連各省庁が一体となって全力で取り組んでいただきたいと願っております。

以上です。

衣笠会長

ありがとうございました。

では、次に、公益を代表する委員、いかがでしょうか。

村上委員

先ほど事務局から異議申出書の内容について説明がありましたが、労働者側からは、大阪府最低賃

金を早急に時間給1,500円以上、日額12,000円、月額240,000円に引き上げることを審議に求めるとの申出がなされました。

一方、使用者側からも、大幅な賃金の引上げは事業の賃金支払能力を無視したものであるとして、最低賃金の改定について再考を求めるとの申出がなされております。

今年の審議会では、中央最低賃金審議会の目安に関する公益委員見解を十分参酌し、各種資料、最低賃金に関する実態調査、参考人からの意見聴取、事業場実地視察等の結果を参考に慎重に調査審議を行いました。

その結果、本年度は労働者の生計費、賃金、通常の事業の賃金支払能力という地域別最低賃金の3要素を踏まえて大阪の状況を概観し、引き続き経済を支える上でも地域の労働者の生活と地域産業の持続性を支える上でも重要な役割を果たしている最低賃金を上げること、また、女性及び有期雇用、短期・短時間労働者等の処遇を改善し、最低賃金引上げの効果を広く波及させるという労使ともにいただいた御意見を答申にも反映いたしました。

また、今回の答申に当たっては、中小企業・小規模事業者が継続的に賃上げしやすい環境整備の必要性が労使共通の認識であり、成長と分配の好循環と賃金と物価の好循環を実現するためにも、大阪府最低賃金の改正はエネルギー価格や原材料費等の高騰といった企業経営を取り巻く環境、とりわけ労務費や原材料・エネルギー価格などの企業物価の高騰も十分に価格転嫁できない中小企業・小規模事業者の賃金支払い能力に与える影響を踏まえ、関係省庁が連携して賃金引上げの環境整備のため、生産性向上に向けた設備投資のさらなる支援や取引条件の改善等の支援策の早急な実施を政府及び大阪労働局に強く要望することとされております。

さらに各種支援策を必要とする中小企業等に対し、効力発生日を踏まえ、周知・広報と一層の利活用を促進することなど、具体的な措置を求める内容を盛り込んでおります。

したがいまして、御提出のありました異議申出の内容、ただいまの労働者側委員、そして使用者側委員の御意見を踏まえ、当初から審議してまいりましたことからしますと、本年8月7日付けの答申どおり決定することが適当であると考えますが、いかがでしょうか。

衣笠会長

ありがとうございました。

ただいま、労働者代表委員、使用者代表委員及び村上専門部会長代理から本年8月7日付け答申どおり決定することが適当である、旨の御意見が出されましたが、いかがでしょうか。

(異 議 な し)

衣笠会長

ありがとうございます。

そういたしますと、当審議会といたしましては、先日の答申のどおりという意見でよろしいですね。

(異 議 な し)

衣笠会長

ありがとうございます。
それでは、事務局は答申文案を御準備ください。
準備できるまで、しばらく委員の皆様お待ちください。

井手課長

それでは、準備してまいりますので、しばらくお待ちください。

衣笠会長

御手元に配られましたのが答申の文案です。事務局で読み上げてください。

林指導官

では、ただいまから答申文案を読み上げさせていただきます。

(案)

令和5年8月23日

大阪労働局長 木原亜紀生 殿

大阪地方最低賃金審議会 会長 衣笠葉子

大阪地方最低賃金審議会の意見に関する異議の申出について (答申)

当審議会は、令和8月23日付けをもって貴職から諮問のあった、同年8月7日付けの大阪府最低賃金の改正決定に係る当審議会の意見に対する異議の申出について、慎重に審議した結果、下記の結論に達したので答申する。

記

令和8月7日付け答申どおり決定することが適当である。

以上でございます。

衣笠会長

ただいまの内容で御異議ございませんか。

(異 議 な し)

衣笠会長

ありがとうございます。

それでは、局長に答申を行います。

(会長から答申文を局長に手交)

衣笠会長

では、続きまして、議事(2)のその他に入ります。

その他、事務局から何かございますか。

稲田主任

今後の日程について説明させていただきます。

ただいま御審議をいただきました大阪府最低賃金でございますが、今後、官報手続を経まして10月1日の発効の予定となっております。

また、今月18日から特定最低賃金7業種の審議に入っております。9月下旬までをめどに改正決定の必要性及び金額について専門部会で審議が行われる予定となっております。

専門部会において全会一致で決議された場合には、総会で御承認いただきました専門部会の審議に関する了解事項のとおり、最低賃金審議会令第6条第5項に基づき、専門部会の決議をもって審議会の決議となるため、審議会の開催は省略となります。

一方、全会一致での議決に至らない場合は、同じく専門部会の審議に関する了解事項のとおり、審議会への報告あるいは採決となるため、総会の開催が必要となり、後日、日程調整をさせていただきます。

総会の開催が必要になった場合には、委員への開催通知を御案内いたします。よろしく願いいたします。

衣笠会長

ありがとうございます。

ただいまの事務局の説明につきまして、何か御質問等あればお願いします。

(な し)

衣笠会長

では、その他、何かございますでしょうか。

労働者を代表する委員、何かございますか。

(な し)

衣笠会長

使用者を代表する委員、何かございますか。

(な し)

衣笠会長

それでは、以上で本日の審議は全て終了いたしました。

本日はこれもちまして閉会といたします。

委員の皆様、どうもありがとうございました。

(閉会 10時30分)

(なお、本総会中、計14名の出席を事務局にて確認した。)